

GQカード会員規約

第1条（法人会員）

SMBCファイナンスサービス株式会社（以下「会社」という）に本規約を承認の上、江綿株式会社並びに江綿株式会社が指定する販売店（以下、総称して「提携加盟店」という）を通じて会社に対しGQ カード（以下「カード」という）の入会申込みをした法人又は非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、会社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とします。なお、会社が入会を認めた時に、本制度に係る基本契約が成立するものとします。

第2条（連帯保証人予定者（兼カード管理責任者））

1. 連帯保証人予定者（兼カード管理責任者）（以下「連帯保証人予定者」という）は、本制度に関わる一切の債務（以下「主たる債務」という）を保証し、会員と連帯して履行する責任を負うものとします。
2. 連帯保証人予定者の前項による保証債務の限度額（以下「保証限度額」という）は、金20,000,000円とします。
3. 連帯保証人予定者は、前項に定める保証限度額が変更される場合があることに承諾します。変更後の保証限度額は、会社が別途通知するものとします。
4. 会員は、次の事項にかかる情報を連帯保証人予定者に提供していること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、会社に対して表明及び保証します。

①会員の財産及び収支の状況

②主たる債務以外に負担している会員の債務の有無並びにその額及び履行状況

③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

5. 連帯保証人予定者は、会社に対し、本契約締結までに、会員から、前項各号の事項にかかる情報提供を受けたことを表明及び保証します。
6. 会社が連帯保証人予定者のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、会員及び他の連帯保証人予定者に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
7. 連帯保証人予定者が保証債務を履行した場合、連帯保証人予定者は、本規約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による会社の事前の承諾がなければ会社の権利に代位しません。
8. 連帯保証人予定者は、会社が他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
9. 会員は、会社が連帯保証人予定者に対して、会員の会社に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第3条（カード使用者）

1. 管理責任者は、所属する役員又は従業員（臨時雇用、嘱託を除く）の中からクレジットカードを社用に利用する方を指定して会社に所定の方法で届け出るものとし、会社が適格と認めた方をカード使用者（以下「使用者」という）とします。なお、管理責任者は、使用者の届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、承認を得るものとします。
2. 管理責任者は、所属する使用者の届出、追加、退会、変更などの手続、及びカード利用限度額の届出、変更などの手続を行うものとします。

第4条（カードの貸与と取扱い）

1. 会社は、会員及び使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限などを表面に印字した使用者の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードは、カード表面に印字された使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員及び使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、会社が本人確認手続を求めた場合にはこれに従うものとします。
2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。
3. カードの所有権は、会社に属しますので、会員及び使用者が他人にカードを貸与・譲渡・質入及び担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転させることは一切できません。

4. カードの使用、管理に際して、会員若しくは使用者が前3 項に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、会員は、本規約に基づきそのカード利用代金についてすべて支払の責めを負うものとします。

第5 条（カードの有効期限）

カードの有効期限は特に定めず、会社所定の時期に会員資格（カードを利用できる資格）の見直しを行います。その結果、会員は会員資格を失うことがあることを承認します。

第6 条（カードの機能）

会員は以下の規定に基づき、使用者に会員の業務のためにカードを利用させることにより、提携加盟店から商品の購入又はサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」という）ができます。

第7 条（カードご利用限度額）

1. 会員のカードショッピングの利用代金を合算した月間利用限度額（以下「カードご利用限度額」という）は、会社所定の金額とし、会社所定の方法により通知するものとします。

2. 使用者のカードご利用限度額は、会員が申し出た金額で、会社が適当と認めた金額とします。ただし、会員に対して貸与された使用者すべてのカード（以下「全カード」という）の月間利用代金の合計額は、前項に定める会員のカードご利用限度額以内とします。

第8 条（カード利用代金債務）

会員は、全カードの利用による債務及び本規約に基づく一切の債務について支払の責めを負うものとします。

第9 条（代金決済）

1. 会員が会社に支払うべきカード利用代金、手数料、利息及び年会費など本規約に基づく一切の債務は、会員が支払のため指定した預金口座から口座振替により支払うものとします。ただし、会社が適当と認めるときは、その他の方法で支払うことができるものとします。

2. カードを利用して支払う債務は、毎月末日に締め切り、翌月26 日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「支払期日」という）からお支払いいただきます。なお、業務上の都合により翌々月以降の26 日からお支払いいただくことがあります。

3. 会社は、毎月の支払に係わる利用明細書を支払期日までに会員の届出事務所所在地（請求書送付先）あてに送付します。利用明細書受領後10 日以内に会員から会社に対して異議申立てがないときは、これを承認したものとみなします。ただし、支払が年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。

第10 条（支払金などの充当順序）

会員若しくは使用者の弁済した金額が、本規約及びその他の契約に基づき会社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員若しくは使用者への通知なくして、会社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第11 条（費用の負担）

会員は会社に対するカード利用による支払金などの支払に要する次の費用を退会後といえども負担するものとします。

1. 会員は、カード利用による支払金などの支払を遅延したことにより会社が金融機関に再度口座振替を依頼したときは、振込用紙送付手数料として振替回数1 回につき330 円（税込）を、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1 回につき330 円（税込）を別に支払うものとします。

2. 会員は、カード利用による支払金などの支払遅延など会員の責めに帰すべき事由により会社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1 回につき1,100 円（税込）を別に支払うものとします。

3. 会社が会員に対して書面による催告をした場合は、会員は、当該催告に要した費用を負担するものとします。

4. 会員が、カード利用による支払金などを口座振替以外の方法により支払う場合は、会員は、送金費用を負担するものとします。

5. 本条各項に課せられる消費税その他の公租公課は会員が負担するものとします。又、消費税その他公租公課が変更される場合は、当該増額分又は当該公租公課相当額を負担するものとします。

第12 条（紛失・盗難）

1. カードが紛失、盗難、詐取若しくは横領（以下「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員、連帯保証人及び使用者は、連帯して本規約に基づきその利用代金についてすべて支払の責めを負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払の責めを負うものとします。
2. 会員及び使用者は、カードが紛失・盗難にあったときは、速やかにその旨を会社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを会社に提出するものとします。ただし、会社が適当と認めた場合には、会社への電話での連絡により届け出することもできます。

第13 条（カードの再発行）

カードは、原則として再発行いたしません。ただし、紛失・盗難、毀損、滅失などの場合には、会社所定の届けを提出していただき会社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員又は使用者は会社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第14 条（カード利用の断り及び一時停止、会員資格及び使用者資格の取消）

1. 会社は、会員又は使用者のカードの利用金額、利用状況、利用代金の支払状況などの事情によっては全カード又は一部のカードの利用をお断りすることがあります。
2. 会員又は使用者が本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他不審な場合などには、会社は提携加盟店を通じて次の（１）、（２）の措置をとり、全カード又は一部のカードの利用を一時停止することができるものとします。
 - （１）カードの回収
 - （２）カードショッピングのカード利用の全部又はいずれかの停止
3. 会社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、何ら通知・催告を要せず本制度の利用を停止し、又は会員資格を取消することができるものとします。
 - ①会社に対して虚偽の申告をしたとき。
 - ②本規約に違反したとき。
 - ③本規約に基づく債務又は会社と会員とのその他の取引に基づく債務の履行を怠ったとき。
 - ④期限の利益の喪失事由のいずれかに該当したとき。
 - ⑤会社若しくは個人情報情報機関の情報等により会員の信用状態に重大な変化が生じ、又は生じるおそれがあると会社が判断したとき。
 - ⑥本制度の利用状況が不適當又は不審があると会社が判断したとき。
 - ⑦関係法令、規則、通達、ガイドライン等の定めにより、当社が本制度の利用を停止する義務を負うとき。
 - ⑧会員への通知、連絡が不能と会社が判断したとき。
 - ⑨その他会社が会員として不適格と判断したとき。
 - ⑩カード発行後、相当期間内に決済口座の設定手続きが完了していない場合
 - ⑪会社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記①から⑩に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合
4. 会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カードを会社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカードを会社に返還するものとします。
5. 会社は、第3 項により、会員資格又は使用者資格を取り消した場合、提携加盟店にカードの無効を通知又は登録できるものとします。また、会員又は使用者は、提携加盟店を通じてカードの返還を求められた場合、直ちに当該カードを返還するものとします。

第15 条（退会）

1. 会員が退会をする場合は、全カードを添えて、管理責任者が所定の届出用紙により会社に届け出るものとします。この場合、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。
2. 使用者が退会をする場合は、退会する使用者のカードを添え、管理責任者が所定の届出用紙により会社に届け出る

ものとしてします。なお、この場合、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとしてします。

3. 前2 項の場合、会社が適当と認めるときは、債務の全額を第16 条の定めによりお支払いいただくことがあります。

第16 条（期限の利益の喪失）

1. 会員が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、支払期日にかかわらず、当然に期限の利益を失い、会員は、直ちに本制度利用により会社に対して負担する債務全額を支払うものとしてします。この場合、会員は会社の請求により商品等及び担保物件を引き揚げられても異議ないものとしてします。

①会社に対する支払を1 回でも遅滞したとき。

②差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けたとき。

③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立を受け、若しくは自ら申立てたとき。

④債務整理のための法的手続きの申立があったとき。

⑤債務整理（任意整理を含む。以下同じ）を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき。

⑥自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

⑦会員資格を取消されたとき。

2. 会員は、前項に該当し、本制度利用により会社に対して負担する債務全額を支払う場合には、会社の本社、支店、営業所、センターへ持参又は送金して支払うものとしてします。ただし、会社が認めた場合は、再度口座振替により支払うことができるものとしてします。

第17 条（届出事項の変更）

1. 会社に届け出た使用者、住所、事業内容、連絡先、代金決済口座、その他法令に基づく会社への届出事項などに変更が生じた場合は、会社が適当と認めた方法により会員又は使用者が遅滞なく会社あてに所定の届出用紙、により届け出るものとしてします。ただし、会社が適当と認めた場合には、電話などで届け出ることもできます。

2. 前項の届出がないために会社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に会員又は使用者に到着したものとみなします。ただし、前項の届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときは、この限りではないものとしてします。

第18 条（合意管轄裁判所）

会員と会社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の所在地、使用者の購入地及び会社の本社、各支店、各営業所、各センター所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第19 条（規約の変更、承認）

会社は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、会社のホームページに公表その他相当の方法で会員に周知することにより、本規約を変更できるものとしてします。ただし、利用限度額の増減額等、諸条件の変更に関し通知・公表の有無・方法が定められている場合、その条項に従うものとしてします。

第20 条（手数料率、利率の変更）

カードショッピングの手数料率及び遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、会社において、一般に行われる程度に変更できるものとしてします。これらの場合、前条の規定にかかわらず会社からの手数料率、利率の変更を通知した後は残債務について、変更後の手数料率利率が適用されるものとしてします。

第21 条（反社会的勢力との取引の排除）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）及び連帯保証人予定者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団。

②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。

③暴力団準構成員。

④暴力団関係企業。

⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。

⑥前各号の共生者。

⑦その他前各号に準ずる者。

2. 会員及び連帯保証人予定者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。

⑤その他前各号に準ずる行為。

3. 会社は、会員及び連帯保証人予定者が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、会社と会員及び連帯保証人とのその他の取引についても通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

第22条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）及び連帯保証人予定者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①テロリスト等、日本政府または外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

②その他前号に準ずる者

2. 会員及び連帯保証人予定者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると疑われる行為

②その他前号に準ずる行為

3. 会社は、会員及び連帯保証人予定者の情報並びに具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができます。会員及び連帯保証人予定者から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

4. 前項の求めに対する会員及び連帯保証人予定者の回答、具体的な利用内容、会員及び連帯保証人予定者の説明内容並びにその他の事情を考慮して、会社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

5. 前二項の定めによる本制度の利用の一時的な停止は、会員及び連帯保証人予定者からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと会社が認める場合、会社は利用の停止を解除するものとします。

6. 会社は、会員及び連帯保証人予定者が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は本制度その他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取り消し、又は解除することができるものとします。

カードショッピング条項

第23条（カードショッピングの利用方法）

1. 会員及び使用者は、提携加盟店において、カードを提示し、所定の売上票にカードと同一の署名を行うことにより商品又は権利を購入し、又はサービスの提供を受けることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のもの認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、会社が適当と認めた提携加盟店においては、売上票への署名に代えて、提携加盟店に設置されている端末機などの所定の手続により利用できる場合があります。

2. 会員及び使用者は、郵便・電話・電気通信機器端末及びその他の通信手段によって行う取引において、会社が特に認めた場合は、カードの提示と売上票への署名に代えて、会員番号・暗証番号・特定の暗証などの告知ないしこれら事項の機器端末への入力、その他会社が定めた方法により当該提携加盟店との取引の決済手段とすることができます。

3. 取引の種類や購入商品の種類、利用金額などにより会社の承認を必要とする場合があります。

第24条（立替払委託並びに所有権留保）

1. 会員及び連帯保証人は、カードショッピングの利用代金を会社が会員及び連帯保証人に代わり提携加盟店に立替払することを会社に委託するものとします。また、会員は、提携加盟店に対し別途定める入会金及び年会費を支払う場合は、この立替払を会社に委託するものとします。

2. カードの利用により提携加盟店と取引した後に提携加盟店との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については会社所定の方法によるものとします。

3. 会員は、カード利用に係わる立替払の対象となる取引の特定と内容確認のため、カード利用により購入・提供した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、提携加盟店から会社に開示されることを承諾するものとします。

4. 会員及び連帯保証人は、カード利用により購入した商品の所有権が、会社が提携加盟店に立替払したことにより、提携加盟店から会社に移転し、当該商品に係る債務が完済されるまで、会社に留保されることを承諾するものとします。

第25条（カードショッピングの支払方法）

カードショッピングの支払金の支払方法は、利用月の翌月1回払とします。この場合、ご利用代金に対して1.0%（税込）の割合による手数料を合わせて支払うものとします。ただし、翌月1回払の手数料は、金融情勢の変化などにより変更できるものとし、別途会員あてに通知するものとします。

第26条（遅延損害金）

1. 会員が、カードショッピングの支払を遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、年14.6% を乗じた額をお支払いいただきます。

2. 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.6% を乗じた額をお支払いいただきます。

第27条（商品の引取・評価及び充当）

1. 会員が第16条により期限の利益を喪失したときは、会社は第24条により留保した所有権に基づき商品を引き取ることができるものとします。

2. 会員は、会社が本条1.により商品を引き取ったときは、会員と会社が協議の上決定した相当の価格をもって立替払契約に基づく残債務の支払に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員及び会社の間で直ちに精算するものとします。

第28条（見本・カタログなどと提供内容の相違による契約の解除など）

会員及び使用者が、見本・カタログなどにより申込みをした場合において、引き渡された商品、指定権利、指定役務の内容が見本・カタログなどと相違している場合は、会員及び商社は、提携加盟店に対して商品の交換又は指定権利、指定役務の内容の是正を申し出るか、又は売買契約などの解除ができるものとします。なお、売買契約などを解除した場合は、会員は、速やかに会社に対しその旨を通知するものとします。

【お問合わせ・相談窓口など】

① 売買契約等(商品等) についてのお問合わせ、ご相談は表記販売会社(販売店) にご連絡ください。

② 立替払契約(お支払) についてのお問合わせ、ご相談は下記SMBCファイナンスサービス株式会社におたずねください。

SMBCファイナンスサービス株式会社

お客さま相談室

※お電話はカスタマーセンターにて承ります。

電話番号：050-3827-0375

受付時間：9：30～17：00（1月1日休み）